

埼玉県暴力団排除条例（改正後）

第3章 青少年の健全育成のための措置

（暴力団事務所の開設又は運営の禁止）

第16条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）又は同法第124条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（母子生活支援施設を除く。）又は同法第12条第1項に規定する児童相談所
- (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館
- (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (5) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館（同法第31条第1項の規定により指定された施設を含む。）
- (6) 裁判所法（昭和22年法律第59号）第2条第1項に規定する家庭裁判所
- (7) 更生保護法（平成19年法律第88号）第29条に規定する保護観察所
- (8) 少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第3条に規定する少年鑑別所
- (9) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園
- (10) 前各号に掲げるもののほか、特にその周辺における青少年の健全な育成を図るため良好な環境を保全する必要がある施設として公安委員会規則で定めるもの

2 暴力団事務所は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域（これらの地域から前項に規定する区域を除く。）においては、これを開設し、又は運営してはならない。

3 前2項の規定の施行又は適用の際現に運営されている暴力団事務所については、これらの規定のうち当該施行又は適用に係る規定は、適用しない。ただし、ある暴力団のものとして運営されていたこれらの暴力団事務所が、他の暴力団のものとして開設され、又は運営されたときは、この限りでない。

第4章 事業者の講ずべき措置等

(利益の供与等の禁止)

第19条 事業者は、その事業に関し、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴力団の威力を利用すること又は暴力団の威力を利用したことの対償として、金品その他の財産上の利益の供与（以下単に「利益の供与」という。）をすること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与（法令上の義務又は情を知らないで締結した契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合におけるものを除く。）をすること。

2 事業者は、その事業に関し、暴力団員に対し、不当に優先的な取扱いをしてはならない。

(名義利用等の禁止)

第22条の2 暴力団員は、自らが暴力団員である事実を隠蔽する目的で、他人の名義を利用してはならない。

2 何人も、暴力団員が前項の規定に違反することとなることの情を知って、自己又は他人の名義を暴力団員に利用させてはならない。

第6章 義務違反者等に対する措置

(調査及び立入検査等)

第27条 公安委員会は、第16条第2項、第17条、第19条第1項、第22条、第22条の2、第23条第2項、第24条第2項、第25条第2項又は前条の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、この条例の施行に必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 公安委員会は、第16条第2項又は第17条の規定に違反する行為が行われた疑いがあると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、この条例の施行に必要な限度において、警察職員に当該疑いのある建物に立ち入り、物件を検査させ、又はこれらの規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者その他の関係者に質問させることができる。

3 公安委員会は、第30条第1項又は第2項の規定による命令の履行を確保するために必要があると認めるときは、暴力団員その他の関係者に対し、公安委員会規

則で定めるところにより、この条例の施行に必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

- 4 公安委員会は、第30条第1項又は第2項の規定による命令の履行を確保するために必要があると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、この条例の施行に必要な限度において、警察職員に暴力団事務所に立ち入り、物件を検査させ、又は暴力団員その他の関係者に質問させることができる。
- 5 第2項又は前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 6 第2項又は第4項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第28条 公安委員会は、第19条第1項、第22条、第22条の2、第23条第2項、第24条第2項、第25条第2項又は第26条の規定に違反する行為があつた場合において、当該行為が暴力団排除活動の推進に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、必要な勧告をすることができる。

(公表)

第29条 公安委員会は、第27条第1項又は第3項の規定による説明若しくは資料の提出を求められた者が、正当な理由がなく当該説明若しくは資料の提出を拒み、若しくは虚偽の説明若しくは資料の提出をしたとき、又は前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

- 2 公安委員会は、前項の規定により公表しようとするときは、公安委員会規則で定めるところにより、前項に規定する者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(中止命令)

第30条 公安委員会は、第16条第2項の規定に違反して暴力団事務所を開設し、又は運営する者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、当該暴力団事務所の開設又は運営を中止することを命ずることができる。

- 2 公安委員会は、第17条の規定に違反する行為をした暴力団員に対し、公安委員会規則で定めるところにより、当該行為を中止することを命ずることができる。

- 3 公安委員会は、前項の規定による命令を警察署長に行わせることができる。
- 4 第2項の規定による命令については、埼玉県行政手続条例（平成7年埼玉県条例第65号）第3章の規定は、適用しない。

第8章 罰則

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条第1項の規定に違反して暴力団事務所を開設し、又は運営した者
- (2) 相手方が暴力団員であることの情を知って、第22条の4の規定に違反した者
- (3) 第22条の5の規定に違反した者
- (4) 第30条第1項の規定による命令に違反した者

2 前項第2号の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第33条 第27条第2項又は第4項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。

第34条 第30条第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。